

支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）素案からの主な変更点

資料 1 - 4

| 変更箇所                               | 素案  | 原案  | 変更理由   |
|------------------------------------|---|---|--|
| 第2章3節                              | -   | 「地域における主な活動主体とその役割」に、「障害者基幹相談支援センター」を追加。  | 障害者の相談支援の中核的な役割を担う機関のため追加しました。   |
| 第5章<br>取組方針I<br>施策の方向1<br>主要施策(3)  | ・基本目標 『地域共生社会の実現』<br>◆取組方針I 「地域の支え合いの力を高める」<br>施策の方向1 持続可能な地域づくり<br>主要施策(3) 地域づくりの担い手、リーダーの育成           | ・基本目標 『地域共生社会の実現』<br>◆取組方針I 「地域の支え合いの力を高める」<br>施策の方向1 持続可能な地域づくり<br><u>主要施策(3) 地域づくりに向けた支援</u><br>主要施策(4) 地域づくりの担い手、リーダーの育成 | 第5期地域福祉計画の既存事業に該当する項目（区活性化支援事業や社協地区部会活動の支援など）が該当する「主要施策(3) 地域づくりに向けた支援」を追加しました。そのため、地域づくりの担い手、リーダーの育成番号を繰り下げました。 |
| 第5章<br>取組方針II                      | ◆取組方針II 「誰も置き去りにしない、断らない相談支援体制を構築する」  | ◆取組方針II 「 <u>ひとりぼっちにしない</u> 、断らない相談支援体制を構築する」   | 取組方針II 「誰も置き去りにしない」を「ひとりぼっちにしない」に修正し、より親しみやすく、やわらかい表現としました。  |
| 第5章<br>取組方針II<br>施策の方向3<br>主要施策(2) | ◆取組方針II 「誰も置き去りにしない、断らない相談支援体制を構築する」<br>施策の方向3 虐待防止・権利擁護<br>主要施策(2) 日常生活自立支援事業の充実<br>主要施策(3) 成年後見制度利用促進 | ◆取組方針II 「ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制を構築する」<br>施策の方向3 虐待防止・権利擁護<br><u>主要施策(2) 権利擁護</u>   | 成年後見制度利用促進は、第6章 成年後見制度利用促進計画に詳細を記載するため、日常生活自立支援事業の充実は、主要施策(2) 権利擁護に修正しました。                                       |